

【都道府県山岳（・SC）連盟（協会）対象】

競技会・研修会・講習会参加者向け国内旅行保険包括契約について

1. 対象となる団体

包括保険の加入を希望し、令和3年5月7日までに、年間(令和3年6月1日～令和4年5月31日)の事業計画(競技会・研修会の開催スケジュール、参加予定人数)を提出頂いた以下団体。

北海道山岳連盟	(一社)岩手県山岳・SC協会	宮城県山岳連盟
秋田県山岳・SC連盟	茨城県山岳連盟	群馬県山岳連盟
(一社)埼玉県山岳・SC協会	山梨県山岳連盟	(一社)静岡県山岳・SC連盟
岐阜県山岳連盟	滋賀県山岳連盟	和歌山県山岳連盟
山口県山岳・SC連盟	香川県山岳・SC連盟	宮崎県山岳連盟・SC連盟

(以下、岳連という。)

2. 対象となるイベント

上記1に記載の各岳連が主催する下記のイベント

- ・スポーツクライミング競技会
- ・同岳連が主催する研修会・講習会

3. 対象者

- (1) 競技会に参加する選手およびセッター
- (2) 研修会・講習会の指導者及び参加者

4. 補償内容<1人あたり>

	選手・研修会参加者	セッター	雪山・登攀研修会参加者
死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	200万円
入院保険金日額	5,000円	5,000円	1,500円
通院保険金日額	2,000円	3,000円	1,000円

※日帰り事業でも保険料は、1泊2日の保険料となります。

※外岩での登攀研修会や沢登り講習会、雪山での講習会は、運動危険割増付きの保険になりますので、「雪山・登攀研修会参加者」の保険料となります。

5. 包括契約の保険期間

令和3年6月1日～令和4年5月31日(1年間)

6. 申込方法

- (1) 各岳連は、事業開始2日前までに、参加者名簿にて参加者氏名を本協会に通知すること。本協会では、参加人数に応じた保険料の見積を当該岳連に通知します。
- (2) 各岳連は、参加者等に変更があった場合、事業終了後、直ちに本協会に報告すること。実績に基づき保険料を請求します。(各岳連の保険料の支払は、事業終了後になります。)

7. メリット

- ・包括契約を結び事前に事業計画を提出することで、保険の付保漏れを防止することが可能です。
- ・クライミング競技に関しては、屋外施設でも運動危険割増をせずに利用できます。

8. 保険期間および募集期間が定められていますが、毎年継続して募集をしています。

令和4年度は令和4年3月から募集します。

令和4年度の包括契約の加入を希望する岳連は、令和4年4月30日までに、年間(令和3年6月1日～令和4年5月31日)の事業計画(競技会・研修会の開催スケジュール、参加予定人数)をご提出下さい。